

令和3年度

国土交通省税制改正要望事項

令和2年9月

国土交通省

目 次

令和3年度国土交通省税制改正要望（主要項目）	1
------------------------	---

令和3年度国土交通省税制改正要望（主要項目の概要）	2
---------------------------	---

令和3年度国土交通省税制改正要望事項 説明資料

I. 日本経済の再生

○土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた所要の措置	6
○交通運輸等における新型コロナウイルス感染症による需要減の状況等を踏まえた所要の措置	7
○住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保	8
○土地等に係る流通税の特例措置の延長	9
○Jリート及び特定目的会社を取得する不動産に係る特例措置の拡充・延長	10
○不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の拡充・延長等	11
○国際船舶に係る特例措置の拡充・延長	12
○国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾に係る特例措置の延長	13
○軽油引取税の課税免除の特例措置の延長等	14
○トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長	15

II. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

○都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長	16
○シェアサイクルの導入促進に係る特例措置の創設	17
○地域福利増進事業に係る特例措置の延長	18
○相続税等納税猶予農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除特例措置の延長	19
○買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長	20
○サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	21
○マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置	22
○船舶産業の競争基盤整備のための特例措置の創設	23
○半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	24

III. クリーンで安全・安心な社会の実現

○自動車関係諸税の見直し	25
○低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の延長	27
○船舶に係る特別償却制度の延長	28
○鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の拡充・延長	29
○バリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長	30
○先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の拡充・延長	31
○災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の創設	32
○被災住宅用地等に係る特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充	33
○事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置の創設	34
○浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設	35
○港湾の耐震対策の推進のための特例措置の延長	36

IV. 主要項目以外の項目	37
---------------	----

I 日本経済の再生

1. ウィズ／ポストコロナ時代の活力ある日本経済の実現

- ① 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた所要の措置(固定資産税等)
- ② 交通運輸等における新型コロナウイルス感染症による需要減の状況等を踏まえた所要の措置
- ③ 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

2. 不動産市場の活性化によるデフレ脱却

- ① 土地等に係る流通税の特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税)
- ② Jリート及び特定目的会社を取得する不動産に係る特例措置の拡充・延長(登録免許税・不動産取得税)
- ③ 不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の拡充・延長等(登録免許税・不動産取得税)

3. 産業の生産性向上・国際競争力の強化

- ① 国際船舶に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)
- ② 国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾に係る特例措置の延長(固定資産税等)
- ③ 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長等(軽油引取税)
- ④ トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長(所得税・法人税等)

II 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

1. 都市の競争力・魅力の向上と土地の有効活用の推進

- ① 都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長(所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税等)
- ② シェアサイクルの導入促進に係る特例措置の創設(固定資産税)
- ③ 地域福利増進事業に係る特例措置の延長(固定資産税等)
- ④ 相続税等納税猶予農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除特例措置の延長(相続税・贈与税)

2. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ① 買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長(不動産取得税)
- ② サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(不動産取得税・固定資産税)
- ③ マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置(所得税等)

3. 地域の躍動につながる産業・社会の活性化

- ① 船舶産業の競争基盤整備のための特例措置の創設(固定資産税)
- ② 半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長(所得税・法人税)

III クリーンで安全・安心な社会の実現

1. 交通運輸における環境負荷の低減等

- ① 自動車関係諸税の見直し(自動車重量税、自動車税等)
- ② 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ③ 船舶に係る特別償却制度の延長(所得税・法人税)

2. 安全・安心な交通インフラの実現

- ① 鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税等)
- ② バリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長(自動車重量税・自動車税)
- ③ 先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の拡充・延長(自動車重量税・自動車税)

3. 災害に強い強靱な国土・地域づくり

- ① 災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の創設(登録免許税・不動産取得税)
- ② 被災住宅用地等に係る特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充(固定資産税等)
- ③ 事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置の創設(固定資産税)
- ④ 浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設(固定資産税)
- ⑤ 港湾の耐震対策の推進のための特例措置の延長(固定資産税)

令和3年度国土交通省税制改正要望(主要項目の概要)

I. 日本経済の再生

1. ウィズ／ポストコロナ時代の活力ある日本経済の実現

- ①土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた所要の措置
 - 1)3年に一度の固定資産評価替えによる、地価上昇地点における税負担の上昇が緩やかなものになるよう、上昇幅を一定範囲に抑える等の土地の固定資産税等の負担調整措置等の3年間延長
 - 2)上記1)を延長した上で、経済状況に応じた所要の措置
- ②新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた交通運輸等について、資金繰り対策に資する所要の措置
- ③住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保
 - ・買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置
 - ・サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制
 - ・マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置
 - ・その他、経済情勢等を踏まえた所要の措置

2. 不動産市場の活性化によるデフレ脱却

- ①土地等に係る流通税の特例措置の延長
 - ・土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置(移転登記:本則2%→1.5%、信託登記:本則0.4%→0.3%)の2年間延長
 - ・宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置(1/2)の3年間延長
 - ・住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の軽減税率(本則4%→3%)の3年間延長
- ②Jリート及び特定目的会社が取得する不動産に係る流通税の特例措置の拡充・延長
 - 1)Jリート及び特定目的会社が取得する不動産に係る特例措置の2年間延長
 - ・登録免許税:移転登記(本則2%→1.3%)
 - ・不動産取得税:課税標準 3/5 控除
 - 2)不動産取得税の特例措置の対象に保育所を追加
- ③不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置の拡充・延長等
 - 1)特例事業者等が取得する不動産に係る特例措置の2年間延長
 - ・登録免許税:移転登記(本則2%→1.3%)、保存登記(本則0.4%→0.3%)
 - ・不動産取得税:課税標準 1/2 控除
 - 2)特例措置の対象に保育所を追加するなど一部要件の見直し(登録免許税・不動産取得税)

3. 産業の生産性向上・国際競争力の強化

- ①国際船舶に係る固定資産税の特例措置(課税標準 1/18)について、船舶産業の競争基盤整備を促進する新たな制度と相まって、海運事業者が一定の性能を有する船舶を導入する場合については課税標準を 1/36 とした上で、3年間延長
- ②国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾に係る固定資産税等の特例措置の延長
 - ・国際コンテナ戦略港湾等の港湾運営会社を取得した荷さばき施設等に係る固定資産税等の特例措置(課税標準 10 年間 1/2 等に軽減)の2年間延長
 - ・国際バルク戦略港湾において、企業間連携の促進に資する事業を行う者が取得した荷さばき施設等に係る固定資産税等の特例措置(課税標準 10 年間 2/3 に軽減)の2年間延長
- ③船舶、鉄道、建設機械等の動力用軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の延長等
 - ・小型旅客船等、非電化区間の鉄道等及び建設機械その他の機械装置等の動力用の軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の3年間延長
 - ・海上保安庁の船舶の動力用の軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化
- ④トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制(特別償却 30%又は税額控除7%)について、2年間延長(所得税・法人税等)

Ⅱ. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

1. 都市の競争力・魅力の向上と土地の有効活用の推進

- ①都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域に係る特例措置の2年間延長
 - ・所得税・法人税:割増償却(緊急地域:5年間 25%、特定地域:5年間 50%)
 - ・登録免許税:建物の保存登記(本則 0.4%→緊急地域:0.35%、特定地域:0.2%)
 - ・不動産取得税:課税標準の特例(緊急地域:1/5、特定地域:1/2 を参酌基準とし、都道府県の条例で定める割合を課税標準から控除)
 - ・固定資産税等:課税標準の特例(緊急地域:3/5、特定地域:1/2 を参酌基準とし、市町村の条例で定める割合に課税標準を軽減、いずれも5年間)
- ②シェアサイクルの導入促進を図るため、特定の区域を対象として、シェアサイクルポートの用に供する償却資産に係る固定資産税の特例措置(課税標準3年間 1/2 に軽減)を創設
- ③地域福利増進事業の用に供される土地及び償却資産に係る固定資産税等の特例措置(課税標準5年間 2/3 に軽減)の2年間延長
- ④相続税等納税猶予農地を公共事業用地として譲渡した者に対する利子税の免除特例措置の7年間延長

2. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ①買取再販事業者が既存住宅を取得し、住宅性能の一定の向上のための改修を行った後に住宅を再販売する場合の不動産取得税について、以下の特例措置の2年間延長
 - ・住宅部分の不動産取得税の課税標準について築年月日に応じて一定額を減額
 - ・敷地部分の不動産取得税について一定の場合に税額から一定額を減額
- ②サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の2年間延長

- ・不動産取得税:課税標準から1,200万円控除等
 - ・固定資産税:税額について5年間市町村が条例で定める割合(2/3を参酌)を減額
- ③老朽化マンション等の再生を促進するため、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置を講ずる(所得税等)

3. 地域の躍動につながる産業・社会の活性化

- ①高品質・高性能な船舶を供給する体制整備を図るため、船舶産業事業者の事業再編等、船舶産業の競争基盤整備を促進する新たな制度に基づき、生産性向上に資する設備投資に対する固定資産税の特例措置(課税標準5年間1/2に軽減)を創設
- ②半島、離島及び奄美群島における、市町村が作成する産業振興促進計画等に基づき取得される工業用機械等に係る割増償却制度(5年間、機械等:32%、建物等:48%)の2年間延長(所得税・法人税)

Ⅲ. クリーンで安全・安心な社会の実現

1. 交通運輸における環境負荷の低減等

- ①自動車関係諸税の見直し
- 1)エコカー減税等の延長・見直し
- 平成31年度与党税制改正大綱等を踏まえ、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえた政策インセンティブ機能の強化、市場への配慮等の観点等を踏まえつつ、以下の所要の見直しを行う
- ・自動車重量税のエコカー減税の延長
 - ・自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例の延長並びに環境性能割の現行措置の維持及び各税率の適用範囲の見直し
- 2)自動車関係諸税の課税のあり方の検討
- 技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり、高齢者の免許返納の加速や人口減少等に伴う地域課題の深刻化等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。
- ②低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の特例措置(課税標準5年間2/3等に軽減)の2年間延長
- ③外航船舶に係る特別償却制度(先進船舶20%、環境負荷低減船17%等)及び内航船舶に係る特別償却制度(高度環境低負荷船18%、環境低負荷船16%)について、2年間延長

2. 安全・安心な交通インフラの実現

- ①鉄道事業者等が取得するバリアフリー施設(エレベーター、ホームドア等)に係る固定資産税等の特例措置(課税標準5年間2/3)について、バリアフリー法に基づく基本構想の生活関連施設に位置付けられた1日当たり利用者数2,000人以上の駅への対象の拡充を行った上で、2年間延長

- ②バリアフリー車両(ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー)に係る自動車重量税及び自動車税(環境性能割)の特例措置について、リフト付きバスに係る軽減措置の拡充(自動車税(環境性能割)の控除額の引き上げ等)を行った上で、自動車重量税の特例措置は3年間延長、自動車税(環境性能割)の特例措置は2年間延長
- ③先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る自動車重量税及び自動車税(環境性能割)の特例措置について、現行の特例措置の7か月間延長及び適用対象となる装置の拡充(側方衝突警報装置を追加)を行った上で、3年間延長

3. 災害に強い強靱な国土・地域づくり

- ①災害ハザードエリアから安全な区域に施設又は住宅を移転する場合に、移転先として取得する不動産に係る以下の特例措置を創設
- ・登録免許税:土地の所有権移転登記(本則2%→1%)
建物の保存登記(本則0.4%→0.2%)
 - ・不動産取得税:課税標準1/5控除
- ②熊本地震及び平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充
- 1)被災住宅用地等に係る固定資産税等の特例措置(固定資産税の課税標準1/6(200㎡以下)、1/3(200㎡超)等)の適用について、2年間延長
 - 2)被災代替家屋に係る固定資産税等の減額措置(税額4年度分1/2)の適用について、2年間延長
- ③事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、当該施設の治水に係る部分の固定資産税について、課税を恒久的に免除する特例措置を創設
- ④民間事業者等により設置された雨水貯留浸透施設の固定資産税について、一定の場合に課税を恒久的に免除する特例措置を創設
- ⑤南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域の港湾において改良された施設に係る固定資産税の特例措置の3年間延長
- ・開発保全航路又は緊急確保航路の区域に隣接する港湾:課税標準5年間1/2に軽減
 - ・上記以外の港湾:課税標準5年間5/6に軽減

令和3年度国土交通省税制改正要望事項

説明資料

土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長と経済状況に応じた所要の措置

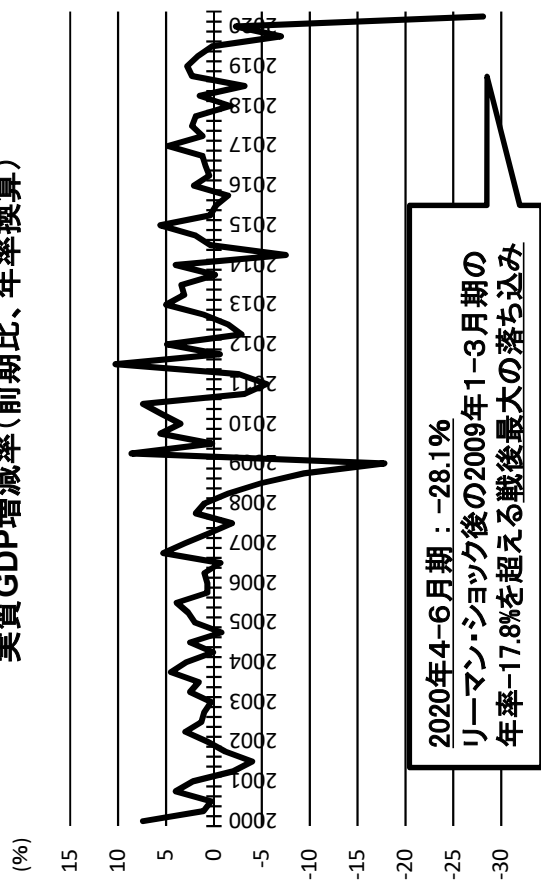
土地に係る固定資産税について、現行の負担調整措置等を3年間延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ経済状況に応じた所要の措置を講じる。

施策の背景

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により経済が大きな打撃を受ける中で、2020年4-6月期のGDPはリーマンショック時を
超え戦後最大の落ち込みを示しており、企業の経営環境の
改善や設備投資の喚起が急務。
- ・近年商業地の地価が上昇している中で、3年に1度の固定資
産評価替えによって、地価上昇地点においては負担額が
増加することになる。

↑ 新型コロナウイルス感染症の影響により事業者の体力が
低下している状況がみられる中、固定資産税の負担増が
収束後の経済の力強い回復の支障となるおそれがある。

実質GDP増減率(前期比、年率換算)



出典：内閣府「四半期GDP2次速報」

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】

※令和3年度評価替えは、令和2年1月1日時点の地価公示に基づき実施され、これを基に3年間課税される。

3年に一度の固定資産評価替え(※)による、地価上昇地点における税負担の上昇が緩やかなものになるよう、上昇幅を一定範囲に抑える等の土地の固定資産税等の負担調整措置等

要望

○現行の負担調整措置等を3年間(令和3年4月1日～令和6年3月31日)延長する。

○上記の延長をした上で、経済状況に応じて所要の措置を講じる。

交通運輸等における新型コロナウイルス感染症による需要減の状況等を踏まえた所要の措置

交通運輸や観光業は、運送収入の大幅な減少など新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けていることから、税制支援措置を活用した資金繰り対策に資する所要の措置を講じる。

施策の背景

◎新型コロナウイルス感染症による影響

- 人・モノの移動を支える交通運輸産業や、人の移動を前提とする観光業は、感染拡大防止のために移動が制約されたことで大きな打撃
- 輸送人員や予約人員、運送収入等は前年同月比で厳しい状況が続く見通し

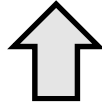
【参考】新型コロナウイルス感染症による主な関係業界への影響

※ 事業者等へのアンケート等による(いずれも7月)

貸切バス	運送収入(前年同月比)が70%以上減少した事業者が84%	84%の事業者が資金繰り支援を活用
航空	国際線輸送人員(前年同月比)が97%減	政府系金融機関等による融資等を活用又は活用に向けて検討中
鉄道(中小民鉄)	輸送人員(前年同月比)が50%以上減少した事業者が22%	約5割の事業者が資金繰り支援を活用
内航旅客船(観光船)	運送収入(前年同月比)が70%以上減少した事業者が60%	76%の事業者が資金繰り支援を活用
宿泊	売上(前年同月比)が50%以上減少した事業者が61%	85%の施設が資金繰り支援を活用

◎緊急経済対策で講じられた主な対策

- ◆ 納税の猶予制度の特例 ⇒ 来年度は今年度猶予分とあわせて追加の支払いが発生
- ◆ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置
- ◆ 政府系金融機関等による融資・資本増強 ◆ 雇用調整助成金の拡充 等



今後とも、税制支援措置等を活用した資金繰り対策が必要不可欠

要望の概要

新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた交通運輸・観光業界に対する、税制支援措置を活用した資金繰り対策に資する所要の措置を要望する。

住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

今後の経済情勢等を踏まえ、住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保を図るため、以下の措置を講じる。

施策の背景

- ノウハウを有する事業者が既存住宅を取得し一定のリフォームを行う買取再販事業は、無理のない負担での住宅の確保に寄与しつつ、既存住宅・リフォーム市場の拡大に大きな役割を果たすものとして期待。
- 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の増加が今後も見込まれる中、高齢者が安心して暮らせる在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給促進が必要。
- 今後、高経年マンションが急増する見込みであり、老朽化が進み維持修繕等が困難なマンションの再生に向けた取組の強化が必要。
(マンションの建替え等の円滑化に関する法律を令和2年通常国会で改正)
- その他、一般の新型コロナウイルス感染症拡大により今後も経済情勢等に影響が生じる恐れ。

経済財政運営と改革の基本方針2020 (令和2年7月17日閣議決定)(抄)

- 第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く
1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ
- (4)消費など国内需要の喚起
- 多様な住宅政策を推進し、また、住宅投資については、適用要件の弾力化を行った住宅ローン減税等の即効性ある必要な支援策を着実に実施していく。

要望の概要

- 買取再販事業者が既存住宅を取得し一定のリフォームを行った場合の特例措置を延長。
- 新築のサービス付き高齢者向け住宅供給に係る特例措置を延長。
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正法の施行に伴い、これに関連する税制上の支援措置を新設・拡充。
- その他、今後の経済情勢等を踏まえ、所要の措置を検討。
〔 住宅投資の波及効果に鑑み、これまでの措置の実施状況や一般の新型コロナウイルス感染症拡大及びそのまん延防止のための措置による影響を含めた今後の経済情勢等を踏まえ、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。 〕

土地等に係る流通税の特例措置の延長（登録免許税・不動産取得税）

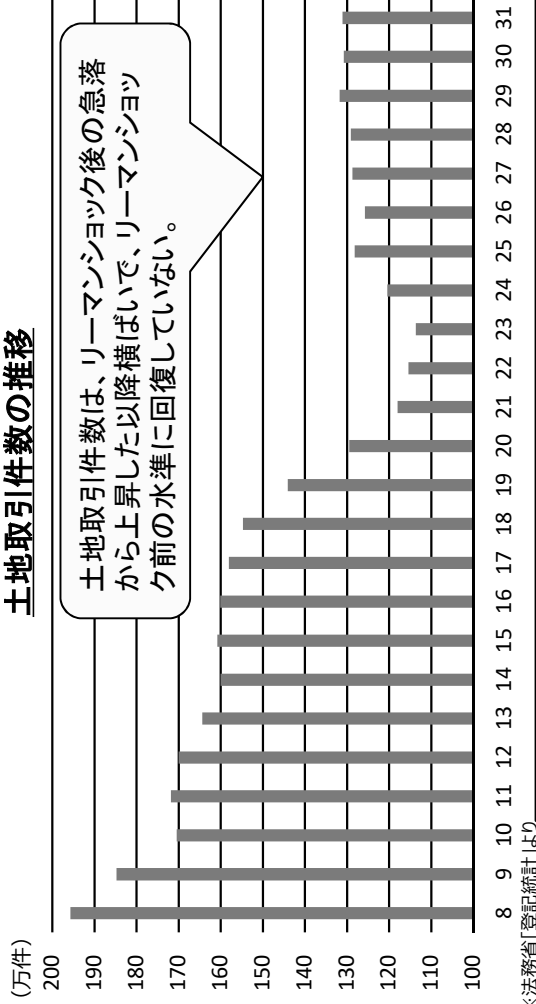
土地等の流動化・有効利用の促進、新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた経済の再生・デフレ脱却等を図るため、以下の特例措置を延長する。

- ① 土地の所有権移転登記及び信託登記に係る登録免許税の特例措置を2年間延長
- ② 土地等に係る不動産取得税の特例措置を3年間延長

施策の背景

土地取引件数は、依然として低水準。新型コロナウイルス感染症の影響により取得件数はさらに低下。

土地取引件数の推移



土地取引件数は、リーマンショック後の急落から上昇した以降横ばいで、リーマンショック前の水準に回復していない。

【参考】

令和2年4～6月の取引件数は、
昨年比で－6%

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）

「我が国経済への影響は甚大であり、（略）我が国経済は、総じてみれば、極めて厳しい状況にある」

「この百年に一度の危機から日本経済を守り抜く。デフレへ後戻りはさせない」



新型コロナウイルス感染症により経済が大きな打撃を受ける中、土地等の取得時の負担を軽減することで需要を喚起することにより、土地等の流動化と有効利用の促進を図るとともに、デフレ脱却・経済再生を確かなものとする。

要望の概要

- ① 土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の税率の特例措置の適用期限を2年間（令和3年4月1日～令和5年3月31日）延長する。
- ② 土地等の取得に係る不動産取得税の課税標準及び税率の特例措置の適用期限を3年間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）延長する。

対象		特例	本則
① 登録免許税	所有権移転登記	1. 5%	2%
	信託登記	0. 3%	0. 4%
② 不動産取得税	宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例	1/2	—
	土地等の取得に係る不動産取得税の税率の特例	3%	4%

2年間延長

3年間延長

Jリート及び特定目的会社が取得する不動産に係る特例措置の拡充・延長 (登録免許税・不動産取得税)

Jリート及び特定目的会社が不動産を取得する場合における登録免許税及び不動産取得税の特例措置を2年間延長するとともに、不動産取得税の適用対象に保育所を追加する。

施策の背景

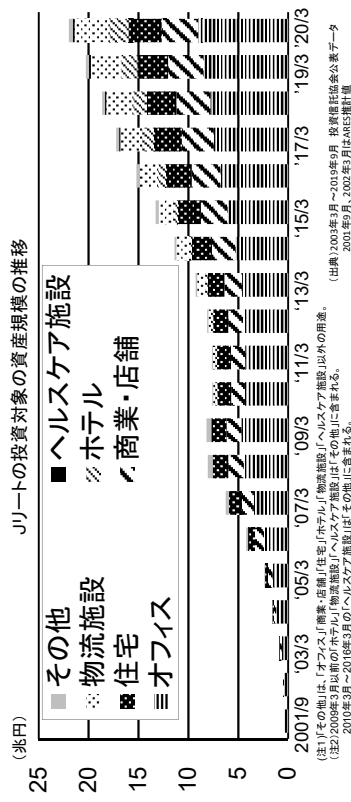
○ 地域経済の活性化や国際競争力の強化に向けた都市基盤の整備・まちづくりの積極的な推進が必要であるが、国・地方公共団体の財政状況は厳しく、民間の資金・アイデアの活用が必要

不動産の証券化を推進して更なる民間資金の活用を促し、以下を促進

- ① 我が国の経済成長につながら、国際ビジネスを惹きつけるための質の高いオフィスや住宅等の供給による**優良な都市ストックの形成**
- ② 開発事業の出口で物件を取得する等、有力な買い手として機能することにより、不動産取引の活性化による**デフレ脱却**に貢献
- ③ 超高齢社会に対応した高齢者向け住宅や介護・医療サービス拠点、Eコマースの拡大等に伴う高機能の物流施設、国内観光の振興等に対応した**ホテル・旅館等、成長分野における良質な不動産の供給促進**を通じた**地域経済の活性化**

○ 「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」
(平成29年6月9日閣議決定)

「2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一貫性・実用性に優れた不動産情報・整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。」



要望の概要

特例措置の内容

○ Jリート及び特定目的会社が取得する不動産について、以下の措置を講じる。

【登録免許税】 移転登記に係る税率を軽減(本則 2% → 1.3%)

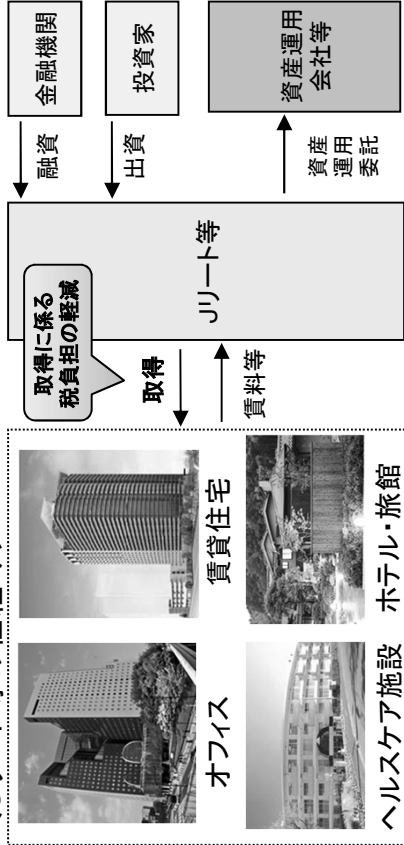
【不動産取得税】 課税標準から3/5控除

要望

○ 現行の措置を2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)延長する。

○ 不動産取得税の適用対象に保育所を追加する。

<Jリート等の仕組み>



不動産特定共同事業において取得される不動産に係る特例措置の拡充・延長等 (登録免許税・不動産取得税)

不動産特定共同事業を活用した民間不動産投資を一層推進するため、特例事業者等が取得する不動産に係る現行の特例措置を2年間延長するとともに要件の見直しを行う。

施策の背景

都市機能の向上及び地域活性化を図るため、またデフレからの脱却のための脱却のためには、**不動産特定共同事業法の仕組みを一層活用し、さらなる民間不動産投資を誘発することが必要**

- 建築物の耐震化や老朽不動産の再生、豊富な資金と目利き力を活かした物件の開発やバリエーションアップ等を図るとともに、そこで営まれる事業における雇用創出を通じて、**地域経済の活性化や国際競争力の強化にも資する優良な都市ストックの形成を促進**
- 全国各地域において空き家や空き店舗等が増加しているところ、地域における小規模不動産の再生等を促進し、**地域における資金の好循環を構築**

○ 「経済財政運営と改革の基本方針2019」について(令和元年6月21日閣議決定)

「…耐震改修を促進するため、着実な支援の実施、**不動産証券化手法の活用等に努める。**」

○ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和元年12月20日閣議決定)

「クラウドファンディングなどの手法を用いた空き家等の遊休不動産の再生を促進するため、適正な運営の確保と投資家の利益の保護を図ることを目的に策定した「**不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン**」を周知するとともに証券化手法に携わる人材を育成するなど**地方創生に向け、不動産特定共同事業などの不動産証券化の活用を支援する。**」

○ 「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)

「「地方創生SDGs金融」を通じた自律的好循環の形成に向け、登録・認証等制度のガイドラインの作成、地域金融機関等に対する表彰制度等の創設、**不動産特定共同事業(FTK)による資金供給を行う。**」

要望の概要

特例措置の内容

- 特例事業者等が取得する不動産について以下の措置を講じる。
【登録免許税】税率軽減(移転登記：2%→1.3%、保存登記：0.4%→0.3%)
【不動産取得税】課税標準から1/2控除

要望

- 現行の措置を2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)延長する。
- 対象用途に保育所を追加するなど、一部要件の見直しを行う。

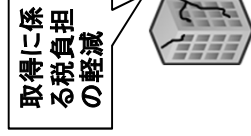
<地方都市での活用例>

石川県小松市が遊休市有地(百貨店跡地)を事業者に賃貸し、ホテル・大学・子育て施設等の官民複合施設を不動産特定共同事業(特例事業スキーム)により整備。



<空き蔵再生の例>

神奈川県三浦郡葉山町の空き蔵を宿泊施設に改修。クラウドファンディングにより資金調達を行った。



<不動産特定共同事業の概要>

※不動産の再生等を行う。

国際船舶に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)

我が国経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保のため、国際船舶の増加を促進するための特例措置を3年間延長するとともに、外航日本船舶の国際競争力強化をさらに図るための特例措置を講じる。

施策の背景

- 安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障を確立するためには、日本商船隊の中核を担う国際船舶^{※1}の増加を促進し、国際競争力の強化を図ることが必要であるが、日本商船隊は昨今の海運不況の影響やコロナ禍等により厳しい経営環境にある状況。
- こうした中、一定の性能を有した船舶(特定船舶(仮称)^{※2})を導入し、国際的・社会的に求められている環境負荷の低減等を図ること等により、国際競争力の強化を図ることが必要。また、これにより船舶を建造する造船所の地域の経済・雇用に貢献。

※1 日本船舶であって国際海上輸送の確保上重要な船舶

※2 安全性に資する一定の装備を有し、かつ、高いエネルギー消費性能を有する安全かつ効率的な海上輸送の実現に資する船舶

要望の概要

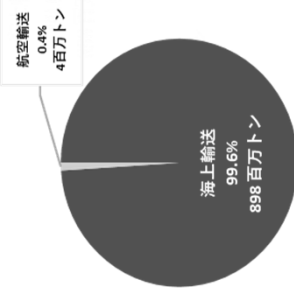
特例措置の内容

国際船舶に係る固定資産税の課税標準を軽減 (外航船舶:課税標準 1/6 → 国際船舶:課税標準 1/18)

要望

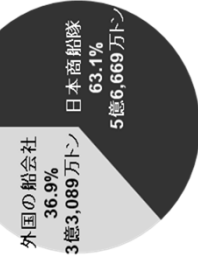
国際船舶:課税標準:1/18、特定船舶に該当する国際船舶:1/36とし、3年間延長する。(令和3年4月1日～令和6年3月31日)

我が国の貿易に占める海上輸送の割合(重量ベース)



(出典)財務省貿易統計、海事局調べ、2019年

海上輸送の割合



(出典)海事局調べ、2019年

(参考)諸外国の固定資産税

国	課税状況
日本(軽減後)	課税
ルウエー	非課税
デンマーク	非課税
ドイツ	非課税
オランダ	非課税
フランス	非課税
イギリス	非課税
アメリカ	一部州は課税
シンガポール	非課税
中国(香港)	非課税
パナマ	非課税
リベリア	非課税



国際コンテナ戦略港湾等及び国際バルク戦略港湾に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

港湾運営会社による設備投資と民の視点での港湾運営を促進するため、国際戦略港湾等の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。また、大型船に対応した港湾機能の確保や企業間連携を促進するため、資源・エネルギー等の拠点となる埠頭の荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。これらを通じて、我が国の産業競争力の強化、国民の雇用と所得の維持・創出を目指す。

国際コンテナ戦略港湾等

施策の背景

- ▶ コンテナ船の更なる大型化等に伴い、国際基幹航路の寄港地の絞り込みが進行
- ▶ その中で、国際基幹航路の我が国港湾への寄港を維持・拡大するためには、我が国港湾の国際競争力の強化が必要
- ▶ そのため、港湾運営の効率化等を実現すべく、港湾運営会社による設備投資を促進することが必要

<政府方針への位置づけ>

▶ 「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)

▶ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定) 等

要望の概要

特例措置の内容

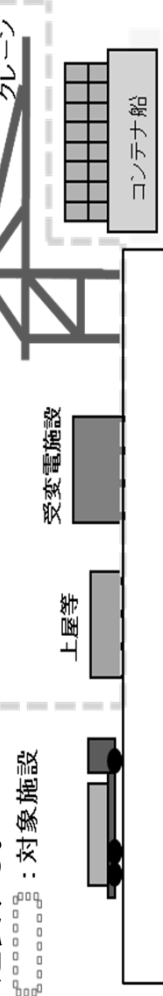
【固定資産税・都市計画税】

国際戦略港湾等の港湾運営会社が取得した一定の荷さばき施設等の課税標準を、取得後10年間、以下のとおりとする。

- ① 国際戦略港湾⇒価額の1/2
- ② 一定の要件を満たす国際拠点港湾⇒価額の2/3

要望

現行の措置を2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)延長する。



国際バルク戦略港湾

施策の背景

- ▶ 我が国の資源・エネルギー等については、海外からの輸入に依存しており、安定かつ安価な輸入を確保することが重要
- ▶ そのため、ばら積み貨物の輸入拠点となる港湾(特定貨物輸入拠点港湾)を指定し、大型船に対応した港湾機能の確保や、企業間連携による海上運送の共同化を進め、効率的な海上輸送網を形成することが必要
- ▶ 併せて、大型船に対応した効率的な積卸しや荷さばきに資する、高効率な荷さばき施設等の整備を促進することが必要

<政府方針への位置づけ>

▶ 「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定) 等

要望の概要

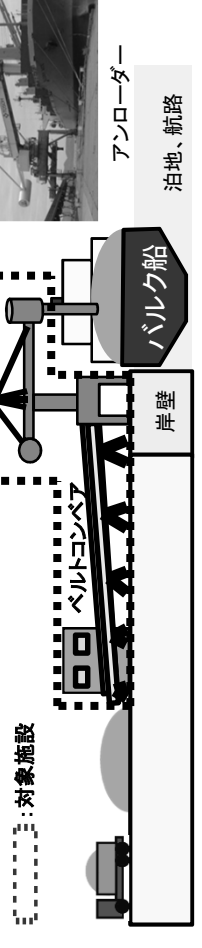
特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】

特定貨物輸入拠点港湾における一定の要件を満たす埠頭において、特定利用推進計画に基づき国の補助を受けて取得した荷さばき施設等の課税標準を、取得後10年間、価額の2/3とする。

要望

現行の措置を2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)延長する。



軽油引取税の課税免除の特例措置の延長等（軽油引取税）

施策の背景

1-①船舶運航事業者等の船舶の動力源

船舶運航事業者は中小零細事業者が多く、厳しい経営環境にある中で、営業費用の約2割を占める燃料費の負担増は経営に直接的かつ深刻な影響を与え、特に地域住民の移動手段の確保や生活物資の安定供給等、地域交通網の維持については地域経済に重大な影響を及ぼすため、本特例措置の延長が必要。

また、内航貨物船、外航日本船舶、官用船、訓練船、自家用船舶等についても本特例措置の延長が必要。



1-②港湾整備等に従事する作業船の動力源

港湾整備等には、浚渫船などの各種作業船が不可欠であるが、軽油を使用する作業船を保有する事業者は中小企業が多く、厳しい経営環境下にある。本特例措置が廃止された場合、運航コストが増大し、作業船の確保が困難となる。その結果、効率的な港湾整備や円滑な

災害復旧等に支障をきたし、港湾が機能不全に陥ることにより、背後地域の経済及び雇用に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、本特例措置の延長が必要。



1-③鉄軌道事業者等の鉄軌道用車両等の動力源

輸送量が少なく採算の確保が困難な非電化地方鉄道路線を運行している鉄道事業者及び厳しい経営状況下にある非電化地方鉄道ネットワークの維持とともに、貨物鉄道事業者の経営の安定化と、貨物鉄道サービスの維持及び鉄道貨物輸送の利用促進を図る通じて、モーダルシフトの推進を図るためには、本特例措置の延長が必要。



1-④建設機械の動力源

近年多発する災害からの復旧・復興や国土強靱化に向けたインフラ整備等、円滑に工事を施工し将来にわたる品質や安全性を確保するために、とび・土工工事業者が果たす役割は極めて大きい。

そのため、経営基盤が脆弱なとび・土工事業者が事業から撤退することなく引き続き事業を営んでいくことが必要であり、本特例措置の延長が必要。



1-⑤港湾運送に使用される自動車登録を受けていない機械及び船舶の動力源

物流分野におけるモーダルシフトの推進及び我が国港湾の国際競争力の強化は、日本経済にとつて喫緊の課題。

そのためには、港湾における荷役作業の効率化を図るための高効率の荷役機械及びはしけ・いかた運送用船舶の導入・維持が不可欠であることから、本特例措置の延長が必要。



1-⑦空港内において使用される特殊車両の動力源

航空機の受入れに必要不可欠なグラウンドハンドリング業界は、固定費の負担が大きく、また、近年のインバウンド需要の急速な拡大に伴い、人材・資機材の確保に課題が生じている。訪日外国人旅行者数の拡大という政府目標達成のためには、航空機の受入環境の整備は喫緊の課題であり、本特例措置の延長が必要。



1-⑧スキー場のゲレンデ整備車等の動力源

スキー場の振興はリフトを運行する索道事業の経営環境の改善のみならず、スキー場を抱える地域経済の活性化にも重要な役割を果たしている一方で、スキー場の運営者のほとんどが経営の厳しい索道事業者であり、経営環境の改善とスキー場を抱える地域の観光振興を図るためには、本特例措置の延長が必要。



1-⑥倉庫業者及び鉄道貨物利用運送事業者等のフォークリフト等の動力源

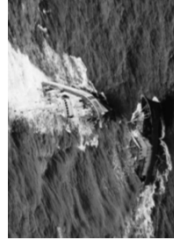
倉庫業者及び鉄道貨物利用運送事業者は経営基盤が脆弱な中小企業が多く、収益性の低い事業であるが、災害等の際において、国民生活を支えるサプライチェーンを維持するため事業継続が不可欠なサービスであり、また、モーダルシフトを推進して物流の生産性向上を加速し、働き方改革を後押しするため、本特例措置の延長が必要。



2 海上保安庁の船舶の動力源（恒久化）

海上保安庁は、海上における治安の確保等、国の根幹的・恒久的な業務を実施しているところ、我が国周辺海域を巡る状況は一層厳しさを増していることから、海上保安体制強化に関する関係閣僚会議において、「海上保安体制強化に関する方針」が決定（2016年12月）され、必要な体制の強化を順次進めるとされた。

軽油は海上保安庁の船舶の約7割に使用されていることから、同方針に基づき、当庁の業務実施体制に万全を期すため、本特例措置の恒久化が必要。



要望の概要

特例措置の内容

【軽油引取税】課税免除

船舶、鉄軌道用車両、建設機械、荷役機械等の動力源に使用される軽油

上記1-①～⑧（3年間延長）、2（恒久化）

要望

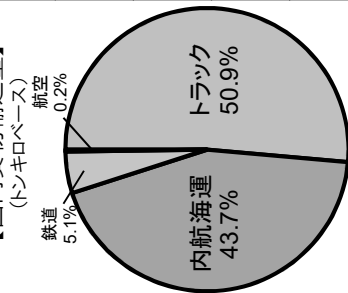
トラック、内航貨物船、機械装置等に係る中小企業投資促進税制の延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

中小企業者がトラック、内航貨物船、機械装置等を取得した場合における特例措置を延長する。

施策の背景

- トラック事業者、内航海運事業者等は、国内貨物輸送の大半を担うなど、我が国の国民生活及び産業活動において重要な役割を果たしている。
- 一方で、その大半を投資余力の小さい中小企業者が占めており、その経営基盤の強化や生産性の向上を図るため、設備投資の促進を図ることが重要。

【国内貨物輸送量】



平成30年度実績

政策の目標

経営基盤が脆弱な中小のトラック事業者、内航海運事業者等の設備投資を促進



- ・国民生活及び産業活動を支えるサービスの安定的な供給の確保や、そのコスト削減及び生産性向上に寄与
- ・幅広い関連業界への経済波及効果を通じて、日本経済の活性化に寄与

	トラック事業	内航海運事業
事業者数	62,461事業者 (国土交通省調べ)	2,904事業者 (国土交通省調べ)
従業員数	193万人 (総務省「労働力調査」)	6.5万人 (国土交通省調べ)
中小企業の割合	97.2% (国土交通省調べ)	99.7% (国土交通省調べ)
営業利益率(平均) (営業利益/売上高) 参考:全産業平均は3.7%	▲0.1% (全日本トラック協会 「経営分析報告書」)	0.7% (国土交通省調べ)

※データは平成30年度又は平成30暦年の数値

要望の概要

特例措置の内容

【所得税・法人税】 取得価額(内航船舶は取得価格の75%)の30%の特別償却又は7%の税額控除
(対象設備:トラック車両、内航貨物船、機械装置等)

要望

現行の特例措置を2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)延長する。

都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長

(所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税)

都市再生緊急整備地域等において、国土交通大臣の認定を受けた大規模※で優良な民間都市開発プロジェクト(認定民間都市再生事業)に係る特例措置を2年間延長する。

※事業区域面積 原則1ha以上

施策の背景・効果

我が国の都市の更なる魅力向上による国際競争力の強化・地域経済の活性化を図るとともに、新型コロナウイルス危機を踏まえたニューノーマルにも対応した都市再生を推進するため、引き続き都市再生促進税制による支援が必要。

政府方針の位置付け

「成長戦略フォローアップ」(2020年度版)

《都市の競争力の向上》

○東京五輪後も見据えた都市の競争力強化のため、複合型開発等の優良な民間都市開発の支援

「経済財政運営と改革の基本方針2020」

○ゆとりとにぎわいあるまちづくり(※)を実現

※交通拠点結成を含む駅周辺の都市空間再構築等。

○国際金融ハブとしての国際金融都市の確立

「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」

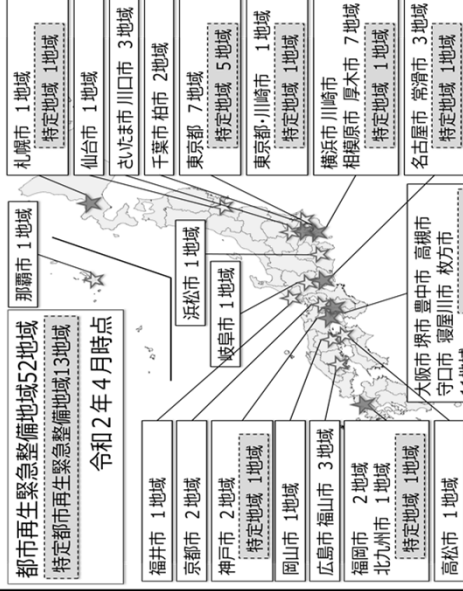
《国際競争力強化による魅力的な都市の形成》

○更なる民間投資の喚起や都市再生の質の向上を実現

○複合型開発等の優良な民間都市開発事業を推進

※令和2年7月17日閣議決定

都市再生緊急整備地域一覧



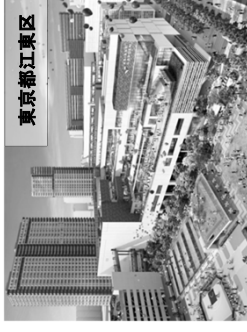
【地域指定状況】

都市再生緊急整備地域：52地域

特定都市再生緊急整備地域：13地域 ※令和2年4月

民間都市再生事業の効果

【特定都市再生緊急整備地域】
臨海副都心・有明北地区地区計画(有明ガーデン)



【都市再生緊急整備地域】
高松丸亀町商店街民間都市再生事業

○国際会議施設・ハイグレードホテル等の一体整備
⇒国際競争力の強化

○商業・居住・ホテル・エンタメ等の多機能複合型の開発
⇒多様なライフスタイルへの対応

○大規模なオープンスペースの創出
⇒都市の過密の解消

○商業・居住・文化施設等の融合した魅力的な開発
⇒地域経済の活性化をけん引

○住宅とコミュニティ施設の一体整備による定住人口の増加
⇒市街地の空洞化の防止

※写真は事業者より提供

要望の概要

○認定民間都市再生事業の施行に伴い取得する建築物等について、以下の特例を講じる。

特例措置の内容

【所得税・法人税】
5年間2.5割増償却(5割増償却)

【登録免許税】
建物の保存登記：0.4%→0.35%(0.2%)

【不動産取得税】課税標準1/5控除(1/2控除)

(上記を参酌基準とし、1/10~3/10(2/5~3/5)の範囲内で都道府県の条例で定める割合を控除)

【固定資産税・都市計画税】課税標準を5年間3/5に軽減(1/2に軽減)

(上記を参酌基準とし、1/2~7/10(2/5~3/5)の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減)

要望

現行の措置を2年間(令和3年4月1日~令和5年3月31日)延長する。

※()内は特定都市再生緊急整備地域内の場合

シェアサイクルの導入促進に係る特例措置の創設(固定資産税)

公共交通を補完する移動手段であるシェアサイクルの普及促進を図るため、市町村自転車活用推進計画に位置付けられた区域を対象として、シェアサイクルポートの設置に係る固定資産税の特例措置を創設する。

施策の背景

- 国は、自転車活用推進法に基づき、環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図るため、自転車活用推進計画(平成30年6月閣議決定)を策定し、自転車の活用の推進に関する施策の充実に努めてきたところ。
- また、コンパクト・プラス・ネットワークの進展に伴い、都市機能の集約と併せて、面的な移動性・回遊性向上のための交通ネットワークの整備を推進するためにも、公共交通を補完しファースト/ラストマイルを担う交通システムであるシェアサイクルの活用を図ることが重要となっている。
- さらに今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても人との接触を低減する取組として推奨されている自転車の利用について、強力に推進を図っていく必要がある。
- 地方公共団体では、観光戦略の推進、公共交通の機能補完、地域の活性化のほか、放置自転車の削減とといった行政コスト削減を目的としてシェアサイクルの導入が進みつつあるものの、シェアサイクルの普及促進にあたっては、固定費等の負担もあり、事業の採算性が低い等の課題がある。

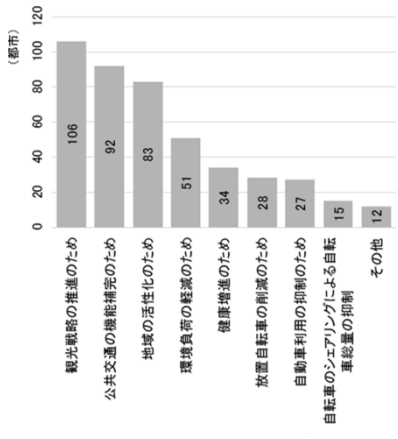
【政府方針】

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部決定 R2.3.28策定、R2.5.25変更) 三(3)4)職場への出勤等
「③政府及び地方公共団体は、(中略)自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援を行う。」

要望の概要

- シェアサイクルポートの設置に係る特例措置
下記の通り取得されるシェアサイクルポートの設置物・附属物について、3年間の課税標準を価格の1/2とする。
 - ・対象事業：自転車活用推進法に基づく市町村自転車活用推進計画において市町村が定めるシェアサイクルポートの整備を推進する区域(概ね街区単位)(※)において事業者が設置するシェアサイクルポート
 - (※)市町村は、自転車活用推進法に基づく市町村自転車活用推進計画にシェアサイクルポートの整備を推進する区域を定めることができるものとする。(次期自転車活用推進計画に記載予定)
- ・対象設置物： ラック、自転車、登録機、充電装置、雨除け 等

シェアサイクルの導入目的



(平成31年3月 国土交通省アンケート結果より)



シェアサイクルポート
(札幌市/ポロクル)

登録機

充電装置
ラック

地域福利増進事業に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

地域福利増進事業を通じた土地の有効活用を促すため、地域福利増進事業の用に供する資産に係る固定資産税等を軽減する特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加し、公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要するなど、円滑な事業実施への支障となっている。
- 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」(平成30年法律第49号)では、一定の所有者不明土地について、都道府県知事による事業の公益性等の確認を経て、当該土地に使用権(上限10年)を設定し、公園、広場、購置施設等として利用する「地域福利増進事業」を創設しており、地域福利増進事業を通じた土地の有効活用を促進するため、引き続き税制支援が必要。
- なお、新型コロナウイルス感染症や自然災害の激甚化による影響が懸念される中、オーストラリア等への需要が高まっており、今後の地域福利増進事業の活用が期待される。

イベントスペース



(出典)福井市

ポケットパーク



(出典)杉並区

まちなか防災空き地



(出典)神戸市HP

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税、都市計画税】

地域福利増進事業の用に供する一定の土地及び償却資産について、課税標準を5年間2/3に軽減する。

適用のイメージ(土地について)	事業者が所有権を取得する場合	事業者が所有権を取得しない場合
<p>判断している所有者から持分を取得 →事業者の 固定資産税等を軽減</p>	<p>所有者から所有権を取得 →事業者の 固定資産税等を軽減</p>	<p>判断している所有者が存在 →判断している所有者の 固定資産税等を軽減</p>

要望

現行の措置を2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)延長する。

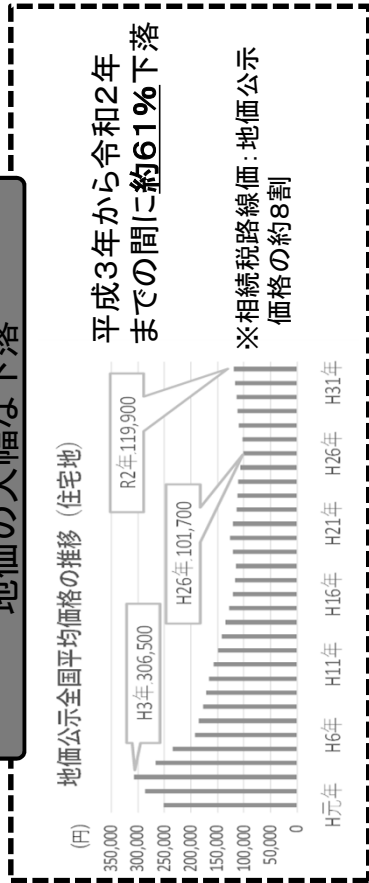
相続税等納税猶予農地を公共事業用地として譲渡した者に対する 利子税の免除特例措置の延長(相続税・贈与税)

公共事業推進の大前提となる迅速かつ円滑な用地取得を図るため、相続税又は贈与税の納税猶予を受けた農地を公共事業用地として譲渡した者について、納税猶予期間中の利子税の全額を免除する措置を7年間延長する。

施策の背景

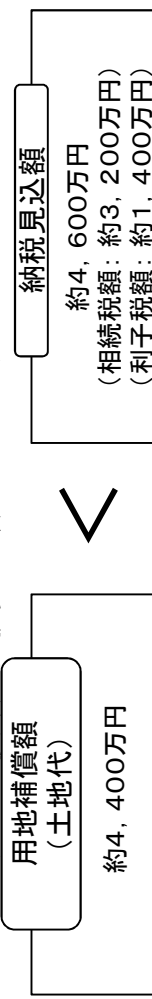
「ウィズコロナ」の経済戦略としての高規格幹線道路等基幹ネットワークの強化、東日本大震災等からの復興・再生、近年多発する大型台風や豪雨による大規模水災害などからの防災、減災、国土強靱化に資する緊急輸送道路の再構築など各種公共事業を推進する大前提として、迅速かつ円滑な用地取得が不可欠。

地価の大幅な下落



地価水準の高い時点で相続した納税猶予農地を公共事業用地として譲渡する際に、支払うこととなる相続税等猶予額と現時点で得られる用地売却収入とのアンバランスのため、用地買収が難航し、事業の進捗に影響。

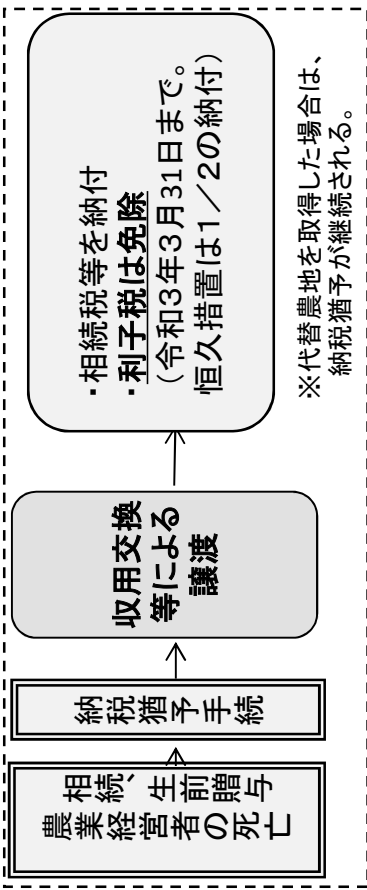
○用地補償額と納税見込額とがアンバランスになるケース



要望の概要

特例措置の内容

相続等により農地を取得した相続人等は、引き続き農業を継続する等の条件を満たす場合に、相続税等の納税猶予が受けられるが、免除期限前に譲渡した場合は、相続税等及び利子税の納付が必須となる。公共事業用地として譲渡した場合は、利子税を全額免除する。



要望

現行の措置を7年間(令和3年4月1日～令和10年3月31日)延長する。

買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長(不動産取得税)

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、買取再販事業者が既存住宅を取得し一定のリフォームを行った場合、不動産取得税を減額する特例措置を2年間延長する。

施策の背景

○ 既存住宅流通・リフォーム市場の更なる活性化に向けて平成30年4月より、宅地建物取引業法の改正によるインスパクションの活用や、「安心R住宅」制度などの取組を開始したところ。

○ 買取再販は、ノウハウを有する事業者が既存住宅を買い取り、質の向上を図るリフォームを行いエンドユーザーに販売する事業。消費者が安心して購入できることから、既存住宅流通・リフォーム市場の拡大に大きな役割を果たすものとして期待。

目標 2025年までに既存住宅流通市場規模を8兆円に、リフォーム市場規模を12兆円に倍増

〔未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)〕

要望の概要

特例措置の内容

現行、買取再販で扱われる住宅に係る不動産取得税(事業者の取得にかかるとのもの)ついて、以下の通り減額

【住宅部分】 築年月日に応じ、一定額を減額

【敷地部分】 一定の場合(※1)に、税額から一定額(※2)を減額

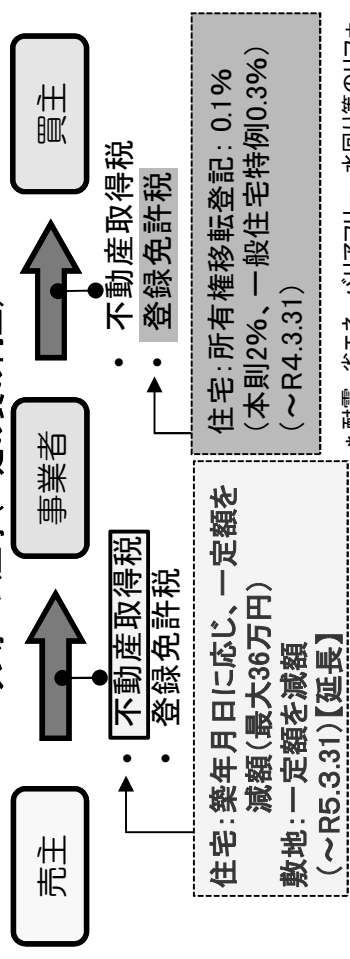
※1 対象住宅が「安心R住宅」である場合または既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入する場合

※2 150万円又は家屋の床面積の2倍(200㎡を限度)に相当する土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額

要望

○ 現行の措置を2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)延長する

リフォーム工事(一定の質の向上)*



* 耐震、省エネ、バリアフリー、水回り等のリフォーム

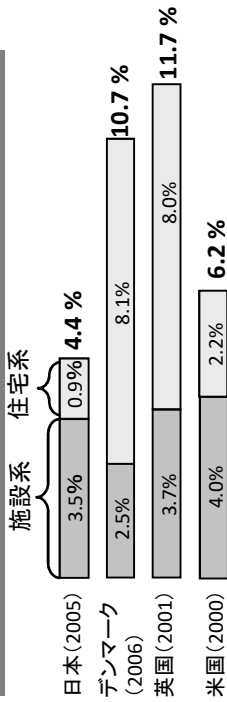
サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(不動産取得税・固定資産税)

高齢者が安心して暮らせる住宅ストックが不足していることから、在宅医療・介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 高齢者が安心して暮らせる住宅ストックは諸外国と比較すると不足している中、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の増加は今後も見込まれる状況
- このため、在宅医療・介護の場となる高齢者向け住宅の供給促進が必要であり、特に、補助事業のない有料老人ホーム等は供給促進にそぐわないこと等を踏まえれば、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進することが必要
- また、一部の自治体から、今後もサービス付き高齢者向け住宅の着実な整備が必要であるとして、特例措置の延長要望がなされている

全高齢者に対する介護施設・高齢者住宅の割合



- (参考) 政府計画における位置づけ

住生活基本計画 (H28.3.18閣議決定)

- 高齢者が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、介護・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現
- まちづくりと調和し、高齢者の需要に応じたサービス付き高齢者向け住宅等の供給促進や「生涯活躍のまち」の形成
- 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 **4%**(令和7年度)

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税】 5年間、税額を1/2～5/6の範囲内で市町村が条例で定める割合を軽減(参酌標準:2/3)

【不動産取得税】

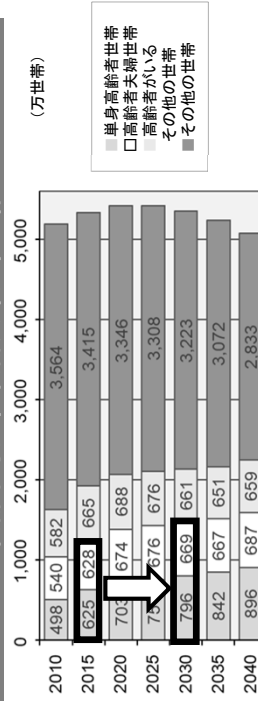
家屋: 課税標準から1,200万円控除/戸

土地: 税額から一定額(45,000円、又は住宅の床面積の2倍(200㎡を限度))に相当する土地の価格に税率を乗じて得た額を軽減

要望

現行の措置を2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)延長する。

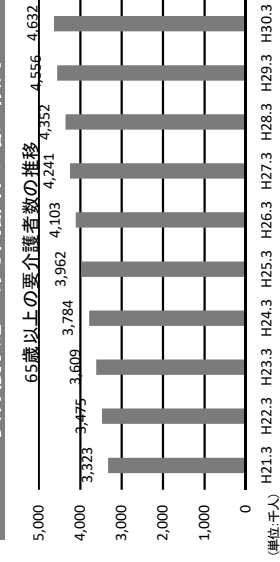
高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の増加



「高齢社会対策大綱」(H30.2.16閣議決定)

- 介護基盤やサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者の住まいの整備を進める。
- 高齢者が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、サービス付きの高齢者向け住宅の供給等により、住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進する。

要介護状態にある高齢者は増加傾向



未来投資戦略2017 (H29.6.9閣議決定)

- サービス付き高齢者向け住宅や高齢者支援施設等の整備を促進
- サービス付き高齢者向け住宅の適切な立地や質の確保に向けた取組の実施

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置 (所得税・法人税・登録免許税・住民税・事業税・不動産取得税)

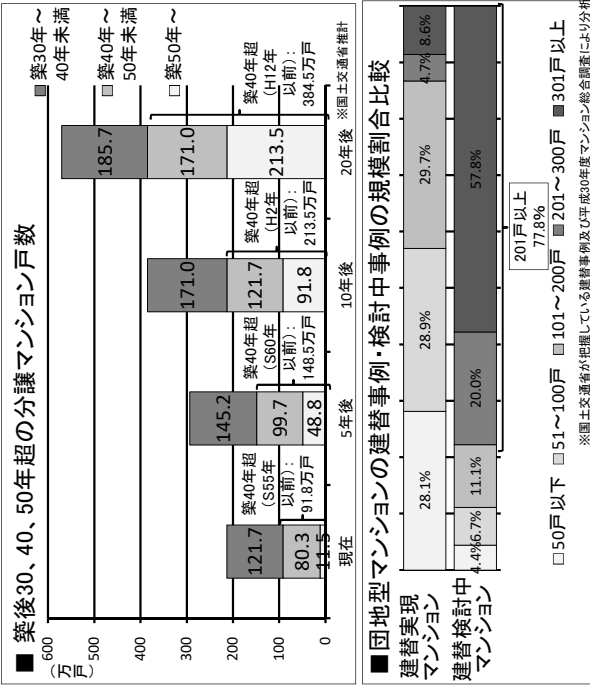
マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、これに関連する税制上の支援措置を要望する。

施策の背景

- 現在のマンションストック総数(約666万戸)のうち、築後40年超のマンションは約92万戸(いずれも令和元年度末時点)で、10年後には約2.3倍の約214万戸となる見込みであり、今後、耐震性のある高経年マンションの老朽化が懸念される。
- 団地型マンションの建替事業はこれまで小規模な団地で進んできていたところであるが、今後はより大規模な団地での建替が予定されている。

令和2年6月に成立した、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正により、以下の措置を講じることを踏まえ、これに関連する税制上の支援措置の要望を行う。

- 要除却認定マンションの対象の拡充
耐震性が不足するものに加え、外壁の剥落等により周辺に危害を生ずるおそれがあるマンション等で除却の必要性に係る認定を受けたマンション(特定要除却認定マンション)について、全員合意によらず、多数決の決議によって、マンション敷地売却事業の対象とする。
- 団地型マンションにおける敷地分割制度の創設
一部棟を存置しながらその他の棟の建替え・マンション敷地売却を行うため、特定要除却認定マンションを含む団地において、全員合意によらず、多数決の決議によって、敷地の分割を可能とする。



要望の概要

マンション建替事業

- (所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)
- 区分所有者が組合に敷地等を買収される場合の長期譲渡所得に係る軽減税率(所得税・個人住民税)及び重課免除(法人税・法人住民税・事業税)
 - 区分所有者が組合に敷地等を買収される場合の譲渡所得の特例措置(所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)
 - 移転等の支出に充てる借家人補償金の総収入金額への不算入措置(所得税・個人住民税)
- (登録免許税)
- 組合が受ける分配金取得手続開始の登記の非課税措置
 - 組合が売渡請求により取得する敷地利用権・区分所有権の取得の登記の非課税措置
 - 権利消滅期日の特定要除却認定マンション及びその敷地に関する登記の非課税措置
- (不動産取得税)
- 組合が取得する特定要除却認定マンション及びその敷地に係る課税の非課税措置

マンション敷地売却事業

- (所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)
- 区分所有者が組合に敷地等を買収される場合の長期譲渡所得に係る軽減税率(所得税・個人住民税)及び重課免除(法人税・法人住民税・事業税)
 - 区分所有者が組合に敷地等を買収される場合の譲渡所得の特例措置(所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)
 - 移転等の支出に充てる借家人補償金の総収入金額への不算入措置(所得税・個人住民税)
- (登録免許税)
- 組合が受ける分配金取得手続開始の登記の非課税措置
 - 組合が売渡請求により取得する敷地利用権・区分所有権の取得の登記の非課税措置
 - 権利消滅期日の特定要除却認定マンション及びその敷地に関する登記の非課税措置
- (不動産取得税)
- 組合が取得する特定要除却認定マンション及びその敷地に係る課税の非課税措置

敷地分割事業

- (所得税・法人税・法人住民税・個人住民税・事業税)
- 敷地権利変換を受けて区分所有者が敷地等を取得した場合において、従前資産の譲渡がなかったものとみなす措置
※グループ法人税制の適用に係る所要の措置も含む
 - 清算の際に生じる区分所有者の譲渡所得に係る非課税措置
- (登録免許税)
- 組合が受ける敷地権利変換手続開始の登記の非課税措置
 - 敷地権利変換による敷地の権利変動に係る登記の非課税措置
- (不動産取得税)
- 敷地権利変換によって区分所有者が取得した敷地等に係る課税の非課税措置

船舶産業の競争基盤整備のための特例措置の創設(固定資産税)

地域の経済と雇用を支え、我が国国民生活と経済活動の基盤である船舶産業の国際競争力強化を図るため、我が国船舶産業の競争基盤整備に係る固定資産税を軽減する特例措置を創設する。

施策の背景

- 我が国造船業は、海上輸送に使用する船舶の安定的な供給を担うとともに、裾野の広い労働集約型産業として、特に瀬戸内及び北部九州において、地域の経済・雇用に貢献。
- 世界の新造船市場は、供給過剰による低船価の厳しい市況が続いており、我が国造船業は新規受注を獲得できていない。また、我が国海運業から我が国造船業への発注割合も低下している状況の中、コロナ禍による新規発注意欲の減少、新規商談の停滞により、我が国造船業の手持工事量は年ベースで1.05年※(通常2年以上必要)まで低下。

※日本造船工業会調べ(R2年6月末時点)

- 我が国造船業の強みである低環境負荷技術や自動運航技術等の開発を促進するとともに、国内外の新造船建造需要を取り込みめるよう競争力を強化し、我が国造船業が、今後とも品質の高い船舶を供給できる体制を構築し、地域に根差した産業として地域の経済・雇用を支える体制を確保することが急務。



要望の概要

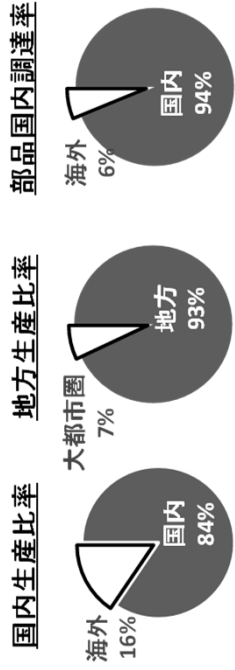
特例措置の内容

- 高品質・高性能な船舶を供給する体制整備を図るため、事業再編等船舶産業の競争基盤整備を促進する制度を創設。

- この制度に基づく生産性向上に資する設備投資に対し、固定資産税の課税標準を5年間1/2に軽減。上記について5年間(令和3年4月1日～令和8年3月31日)の特例措置を創設する。

要望

地域経済を支える造船業



我が国造船所における我が国海運向け建造比率の推移

我が国海運から我が国造船所への発注比率の推移

■ 我が国海運業向け建造
■ 海外海運業向け建造

■ 国内造船所への発注
■ 海外造船所への発注

コンテナ船



1996年～
2000年



2014年～
2018年

半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長(所得税・法人税)

半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域及び奄美群島における製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス等の用に供する設備に係る割増償却制度を、令和4年度末まで2年間延長する。

施策の背景

地理的な条件不利性を抱え、社会減を大きな要因とする人口減少、高齢化、就業者数の減少が進む半島、離島及び奄美群島においては、小規模零細も含めた事業者による投資促進を図ることによって雇用の場を確保し、ひいては定住人口を確保することが必要である。なお、「**経済財政運営と改革の基本方針2020**」(令和2年7月17日閣議決定)にも「**条件不利地域対策に取り組む**」ことが位置づけられている。

	根拠法	市町村	特殊性	人口 (H25～R1)	社会増減 (R1)	高齢化 (R1)	就業者 (H22～H27)
半島振興対策 実施地域	半島振興法	194	<ul style="list-style-type: none"> 三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、居住や経済活動に制約 国土の幹線軸から隔離 	▲8.1%	▲0.60%	36.4%	▲4.0%
離島振興対策 実施地域	離島振興法	112	<ul style="list-style-type: none"> 船や飛行機等の交通手段が限られ輸送費が多額 	▲11.1%	▲0.28%	31.5%	▲7.3%
奄美群島	奄美群島振興開発 特別措置法	12	<ul style="list-style-type: none"> 戦後8年間、米国の軍政下 台風の常襲、特殊病害虫の発生 	▲7.0%	▲0.38%(H30)	33.9%	▲2.5%
				全国 ▲1.7% 37道県 ▲3.6%	全国 +0.01% 37道県 ▲0.22%	全国 28.4% 37道県 30.6%	全国 ▲1.2% 37道県 ▲1.2%

※総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(令和2年1月1日)」、総務省統計局「平成22年国勢調査」及び「平成27年国勢調査」を加工。
※37道県は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県を除いたもの。

要望の概要

特例措置の内容

【所得税・法人税】

半島、離島及び奄美群島の産業振興促進計画等の区域内において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備を取得した場合に、5年間48%(建物、附属設備、構築物)または32%(機械、装置)の割増償却

要望

現行の措置を2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)延長する。

自動車関係諸税の見直し(エコカー減税等の延長・見直し(自動車重量税・自動車税・軽自動車税・軽自動車税))

平成31年度与党税制改正大綱等を踏まえ、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえた政策インセンティブ機能の強化、市場への配慮等の観点等を踏まえつつ、以下の所要の見直しを行う。

- 自動車重量税のエコカー減税の延長
- 自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例の延長並びに環境性能割の現行措置の維持及び各税率の適用範囲の見直し

施策の背景

平成31年度与党税制改正大綱 (平成30年12月14日 自由民主党・公明党) (抜粋)

- 今後、エコカー減税の適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点等を踏まえることとする。

◎現行制度の概要

自動車重量税〔国税〕		自動車税・軽自動車税 環境性能割〔地方税〕		自動車税・軽自動車税 種別割〔地方税〕	
(R1.5～R3.4)		(H31.4～R3.3)		(H31.4～R3.3)	
対象車(乗用車の例)	初回車検	対象車(乗用車の例)	自動車税	対象車(乗用車の例)	自動車税
電気自動車 等	▲100%	電気自動車 等	非課税	電気自動車 等	概ね▲75%
R2年度燃費基準+90%達成	▲100%	R2年度燃費基準+20%達成	非課税	R2年度燃費基準+30%達成	概ね▲50%
R2年度燃費基準+40%達成	▲100%	R2年度燃費基準+10%達成	1.0%	R2年度燃費基準+10%達成	概ね▲25%
R2年度燃費基準+20%達成	▲50%	R2年度燃費基準達成	2.0%		
R2年度燃費基準達成	▲25%	上記以外	3.0%		

※令和元年10月1日から令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車(軽自動車を含む)については、税率を1%分軽減する。

自動車関係諸税の見直し(自動車関係諸税の課税のあり方の検討)

平成31年度与党税制改正大綱等を踏まえ、以下の方向で所要の見直しを行う。

- 技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり、高齢者の免許返納の加速や人口減少等に伴う地域課題の深刻化等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

施策の背景

平成31年度与党税制改正大綱（平成30年12月14日 自由民主党・公明党）（抜粋）

- 自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の延長(固定資産税)

低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置(固定資産税)の適用期限を2年間延長する。

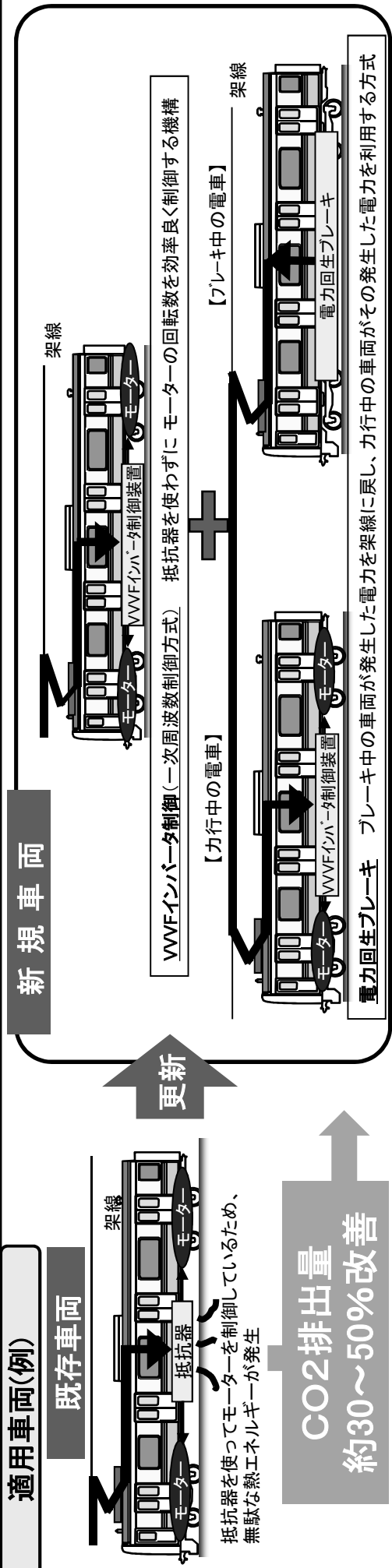
施策の背景

- 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)等に沿って、低炭素化等に資する旅客用の鉄道車両の導入等を推進
- さらなるCO2排出量の削減、省エネ対策に加え、安全性の向上やメンテナンスの軽減効果等を生み出す車両の導入を加速化するため、本特例措置の延長が必要不可欠

施策の目標

低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両の導入を促進する。
 低炭素型車両の導入割合 78%(令和元年度) → 82%(令和4年度)

適用車両(例)



要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税】

低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両について、課税標準を5年間2/3※に軽減。(※中小事業者は5年間3/5)

要望

現行の措置を2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)延長する。

※GTOサイリスタ型VVVF制御装置を除く

主な適用要件

特急用車両等を除く車両のうち、

1. 電車…VVVFインバータ制御装置(※)と電力発生ブレーキの双方を備えた車両への更新または改良
2. 気動車…VVVFインバータ制御装置(※)を備えた電気式気動車への更新
3. 更新以外の車両…新たな営業路線の開業又は列車の編成を構成する車両の増加に伴うもので、上記の要件を備えたもの

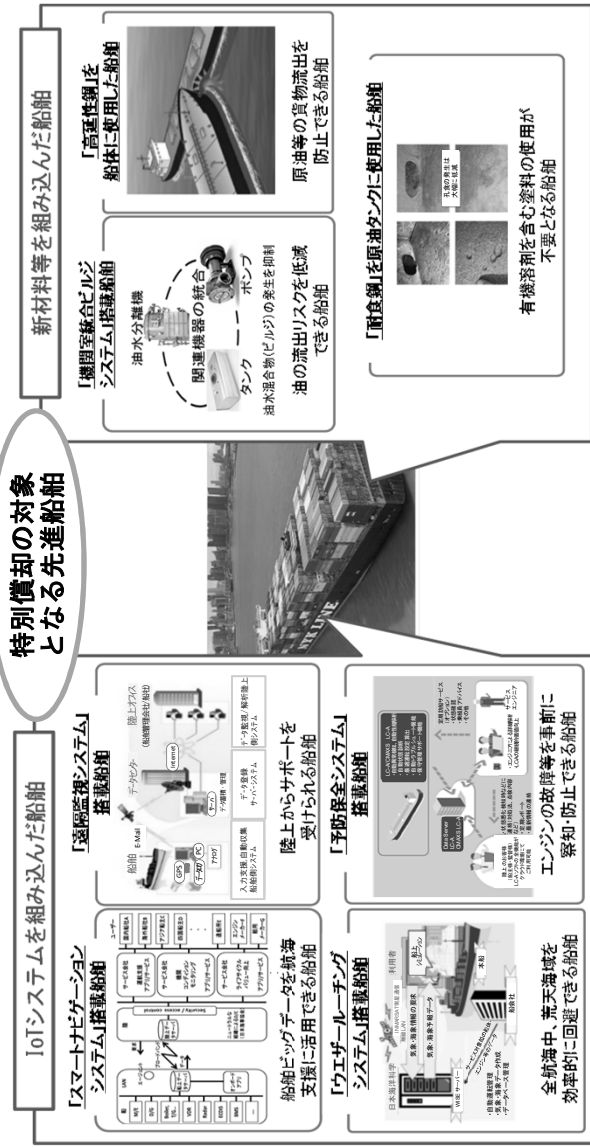
船舶に係る特別償却制度の延長(所得税・法人税)

我が国海事産業の国際競争力の強化を図るため、環境負荷低減に資する船舶やIoT技術等の最新技術を活用した先進船舶の導入促進を図るための特例措置を2年間延長する。

施策の背景

- 我が国は、貿易の99.6%、国内貨物輸送の約4割(産業基礎物資の約8割)を海上輸送に依存しており、また災害時の支援物資等の輸送を担うなど、海運は我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラである。
- 国際的・社会的にCO2削減等の環境負荷低減が求められている海運について、環境負荷低減に資する船舶の普及を促進する必要がある。
- また、海事分野でのIoT技術等の活用の動きが始まりつつある中、我が国海事産業の国際競争力を確保するため、それらの新技術を積極的に導入していく必要がある。
- 我が国の国民生活や経済活動を支える海運について、環境負荷低減に資する船舶及び特例の対象となる先進船舶の普及を促進し、競争力ある事業基盤を構築する必要がある。

(参考) 外航先進船舶のイメージ



要望の概要

特例措置の内容

【所得税・法人税】船舶に係る特別償却制度の措置

(外航船舶) 【先進船舶】日本籍船: 20% 外国籍船: 18%

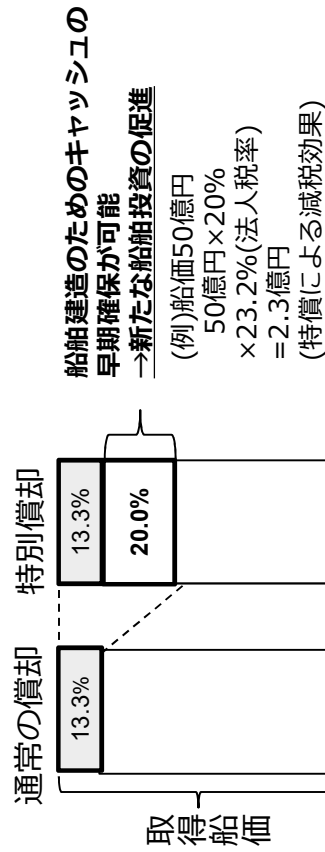
【環境負荷低減船】日本籍船: 17% 外国籍船: 15%

(内航船舶) 【高度環境低負荷船】18% 【環境低負荷船】16%

要望

現行の措置を2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)延長する。

(参考) 特別償却のイメージ (外航先進船舶 (日本籍船))



※ 償却法: 定率法 (耐用年数15年、償却率0.133)

鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税・都市計画税)

バリアフリー施策に係る課税標準の特例措置について、対象施設を拡充の上、適用期限を2年間延長する。

施策の背景

○高齢化が進む我が国において、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題。

【移動等円滑化の促進に関する基本方針】(平成23年3月31日)

【交通政策基本計画】(平成27年2月13日閣議決定)

1日当たりの利用者数3,000人以上の原則全ての**鉄動道駅**

<目標年度:2020年度>

- エレベーター等を設置することを始めとした段差の解消
- ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備等

大都市等において、高齢者や障害者、妊産婦等の自立した日常生活や社会生活を確保するため、ホームドアの設置やベビーカーの利用環境改善等、必要な対策を深化特に、視覚障害者団体からの要望が高い鉄道駅及び1日当たりの平均利用者が10万人以上の鉄道駅について、「移動円滑化の促進に関する基本方針」に則り、ホームドア又は内方線付きJIS規格化点状ブロックによる転落防止設備の優先的な整備

<ホームドアの設置数>

2013年度 583駅 → 2020年度 約800駅

※現在、次期整備目標について検討中(バリアフリー法及び関連施策のあり方検討会 中間とりまとめ(2020年7月3日発表))

- ・利用者数3,000人以上の施設及び2,000人/日以上で基本構想の生活関連施設に位置付けられた施設を原則100%バリアフリー化。
- ・ホームドアについては、全国全駅と10万人以上駅を対象とした、番線単位の数値目標を設定。

※具体的な数値目標は、「ホームドア整備に関するWG」において検討中。

○公共交通機関のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大な費用がかかる上、取得した施設等の維持管理にもコストがかかるため、償却資産に対する固定資産税などを減額することにより、施設等の取得に伴う負担が軽減されることから、施設等の整備・導入に対するインセンティブになることが見込まれる。

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】 課税標準を5年間2/3に軽減

○鉄道事業者等が取得した「ホームドアシステム」及びその設置に係る償却資産

- ・1日あたり利用者数10万人以上の駅
- ・1日あたり利用者数10万人以上の駅を含む路線の駅
- ・バリアフリー法に基づく基本構想に位置付けられた駅
- 鉄道事業者等が取得した「エレベーター」及びその設置に係る家屋及び償却資産
- ・1日あたり利用者数3千人以上の駅
- ・バリアフリー法に基づく基本構想の生活関連施設に位置付けられた1日あたり利用者数2千人以上の駅

要望

【拡充】バリアフリー法に基づく基本構想の生活関連施設に位置付けられた1日あたり利用者数2千人以上の駅を対象とする。

【延長】適用期限を2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)延長する。



バリアフリー車両に係る特例措置の拡充・延長（自動車重量税、自動車税）

バリアフリー車両に係る自動車重量税及び自動車税（環境性能割）の特例措置を拡充・延長する。

施策の背景

- 高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができることのできるユニバーサル社会の実現や、2021年（令和3年）の東京オリンピック・パラリンピックのレガシーとするため、**バリアフリー車両の普及を予算措置と併せて加速させていくことが必要**である。
- また、**空港アクセスバス、観光バス等のリフト付きバリアフリー車両**については、通常車両価格より高額であること等によりその普及が低調な状況になっているため、**改正バリアフリー法の附帯決議、障害当事者団体及び業界の要望**等により、さらなる普及促進やバリアフリー法の基本方針に新たな目標を設定するよう求められている。
- このようなことから、リフト付きバリアフリー車両の**空港アクセスバス等に係る特例措置を拡充**するとともに、**バリアフリー車両に係る特例措置を延長**することによって、バリアフリー化を強力に促進する。

施策の目標

バリアフリー法の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」におけるバリアフリー車両の目標（令和2年度末まで）及び普及状況

	乗合バス（路線バス・空港アクセスバス等）	貸切バス（観光バス等）	タクシー
バリアフリー車両	ノンステップバス	リフト付きバス	福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）含む）
基本方針の目標	約70%	約2.5%	約44,000台
平成30年度実績	58.8%	5.1%	28,602台（12,533台）

※次期目標（令和3年度～令和7年度）は、現行目標値の引き上げ又は据え置きを検討中。また、空港アクセスバス等については、1日当たりの平均的利用者が一定数以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがなし施設へのアクセスバス路線の運行等に関して、新たな目標値を設定予定。

要望の概要

- **要望内容**：バリアフリー車両に係る特例措置を拡充・延長する。
- **要望期間**：自動車重量税は令和3年4月1日～令和6年3月31日、自動車税（環境性能割）は令和3年4月1日～令和5年3月31日

措置対象	ノンステップバス (構造・設備基準に適合した車両)	リフト付きバス(乗車定員30人以上) (構造・設備基準に適合した車両)	リフト付きバス(乗車定員30人未満) (構造・設備基準に適合した車両)	ユニバーサルデザインタクシー (UDタクシー) (バリアフリー性能に優れた車両と認定された車両)
				
税目				
自動車重量税	初回分を免税 ⇒ 延長	初回分を免税 ⇒ 拡充・延長	初回分を免税 ⇒ 拡充・延長	初回分を免税 ⇒ 延長
自動車税 (環境性能割)	取得価額から1,000万円を控除 ⇒ 延長	取得価額から650万円を控除 ⇒ 拡充(控除額の引き上げ)・延長	取得価額から200万円を控除 ⇒ 拡充(控除額の引き上げ)・延長	取得価額から100万円を控除 ⇒ 延長

●改正バリアフリー法の附帯決議（抜粋）

鉄道のない地方空港の空港アクセスバス路線に重点的にバリアフリー車両の導入が促進されるように必要な措置を検討すること。【衆議院 五、参議院 六】

●障害当事者団体の要望（抜粋）

※自民党ユニバーサル社会推進議員
・空港アクセスバス・長距離バス・定期観光バスのバリアフリー化。【DPJ日本会議】
・観光バス・高速バスのバリアフリー化。【日本身体障害者団体連合会】

●業界団体の要望（抜粋）

・バリアフリー対応車への代替を促進するための減税措置の延長。また、リフト付きバス（空港アクセスバス等）に係る減税措置の拡充。【日本バス協会】
・バリアフリー車両に対する特例措置の延長。【全国ハイヤー・タクシー連合会】

先進安全技術を搭載したトラック・バス車両に係る特例措置の拡充・延長 (自動車重量税・自動車税)

衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載したトラック・バスについて、自動車重量税及び自動車税(環境性能割)の特例措置を延長するとともに、特例措置の対象に側方衝突警報装置を追加する。

施策の背景

- 「第10次交通安全基本計画」(平成28年3月)において令和2年までに死者数を2,500人以下とす政府目標が掲げられている中、令和元年の交通事故死者数は3,215人となり、更なる取組みの強化が必要。特に関越自動車道における高速ツアーバス事故(平成24年4月)、軽井沢スキーバス事故(平成28年1月)に見られるように、大型車両は事故発生時の被害が大きくなりやすい。
- ドライバーの安全運転を支援する先進安全技術には、高い事故防止・被害軽減効果が期待されるため、トラック・バスにおける基準化・義務化を進めているが、装置価格が高く事業者の負担が大きいため、義務化までの間、税制特例を講ずることにより、装置の早期普及を促進する必要がある。

①衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)

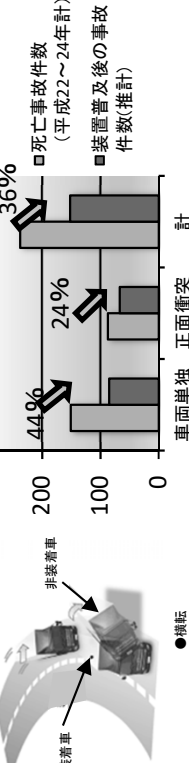
前方の障害物との衝突を予測して警報するとともに、ブレーキを制御。

死亡事故	4,863件	負傷事故	894,281件
全事故件数	350件	低減効果	51,241件 (5.7%)
事故	7.2%		

※平成22年の全車種区分の事故件数より試算

②車両安定性制御装置(EVSC)

車両の横滑りの状況に応じて、ブレーキやアクセルを制御し、横滑りや転覆を防止。



③車線逸脱警報装置(LDWS)

車のカメラが車線の位置を認識して、自動車が車線からみ出しそうになった場合や、はみ出した場合に、音や警告灯等でドライバーに注意を促す。

死亡事故	4,773件	負傷事故	731,915件
全事故件数	165件	低減効果	4,838件 (0.7%)
事故	3.5%		

※平成21年の全車種区分の事故件数より試算

要望の内容

- 義務化が決定した装置について、義務化までの間、特例措置の対象とする。具体的には以下のとおり。
- ・現行の措置を7ヶ月間(令和3年4月1日～令和3年10月31日)延長する。
- ・対象装置に新たに義務化が決定した側方衝突警報装置(BSIS)を追加する。

特例措置の内容

《令和3年4月1日～令和3年10月31日》

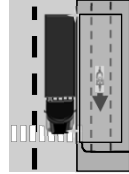
対象車両	対象装置	重量税額からの軽減額	取得価格からの控除額
車両総重量20t超22t以下のトラック	③LDWS ※令和2年10月31日まで	25%軽減	175万円控除
	①AEBS		
8t超20t以下のトラック	3装置装着	50%軽減	350万円控除
	②EVSC		
3.5t超8t以下のトラック	③LDWS		
	①AEBS		
5t超12t以下のバス	③LDWS		
	①AEBS		

《令和3年11月1日～令和6年4月30日》

対象車両	対象装置	重量税額からの軽減額	取得価格からの控除額
22t超のトラック	④BSIS	25%軽減	175万円控除
		※75%軽減 (①～④の装置装着)	※525万円控除 (①～④の装置装着)
8t超20t以下のトラック	④BSIS	25%軽減	175万円控除
		※75%軽減 (①～④の装置装着)	※525万円控除 (①～④の装置装着)
3.5t超8t以下のトラック	3装置装着	50%軽減	350万円控除
		①AEBS	
5t超12t以下のバス	3装置装着	50%軽減	350万円控除
		②EVSC	
5t以下のバス	①AEBS	50%軽減	350万円控除
		③LDWS	

④側方衝突警報装置(BSIS)

自転車等を左側方に検知した場合、視覚及び音によりドライバーに警報し、左折巻き込み事故を予防。



死亡事故	1,926件	負傷事故	73,094件
全事故件数	137件	低減効果	1,063件 (1.5%)
事故	7.1%		

※平成20～29年の8t超のトラックの事故件数より試算

※20t超22t以下のトラックは令和2年11月1日よりLDWSの全車装着義務化。※3.5t超20t以下のトラック、12t以下のバスは令和3年11月1日より3装置の全車装着義務化(5t以下のバスはAEBS、LDWS)

※ は現行措置からの変更点。

災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の創設(登録免許税・不動産取得税)

防災移転について一層の支援の充実を図るため、税制上の特例措置を創設する。

施策の背景

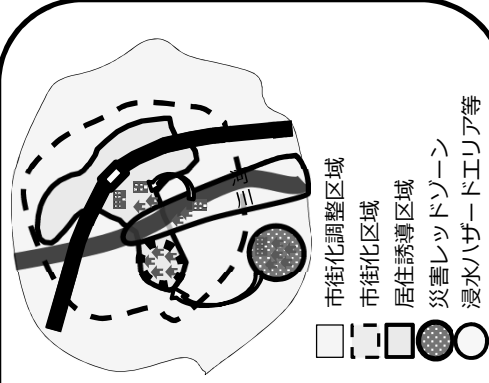
- ・災害ハザードエリア内にある施設や住宅の移転は、移転費用や移転先確保等の理由により移転が進まないことから、今般の法改正で防災移転支援計画制度や防災指針制度を新たに創設したところ。
- ・国会の附帯決議及び骨太方針2020も踏まえ、防災移転につき一層の支援の充実を図ることが必要。

要望の概要

災害ハザードエリア(災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等)内にある施設又は住宅の移転のうち、次の①、②に該当するものについて、税制上の特例措置を講じる。

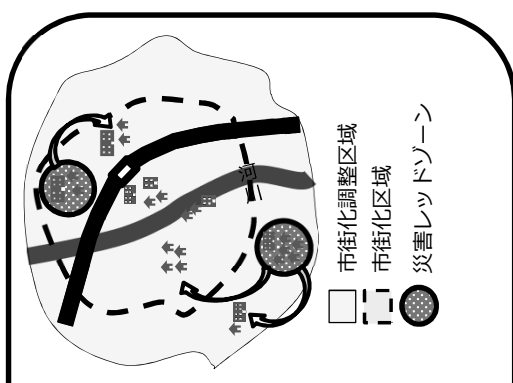
①防災移転支援計画に基づく移転

都市再生特別措置法第109条の7の防災移転計画(居住誘導区域等権利設定等促進計画)に基づき、都市機能誘導区域又は居住誘導区域内へ移転。



②市町村が指定する災害レッドゾーンからの移転

災害レッドゾーンのうち市町村が市町村マスタープラン又は立地適正化計画の防災指針において移転が望ましいとして定めた区域から、安全な区域へ移転。



特例措置の内容

【登録免許税】本則の1/2軽減

〔土地〕所有権移転1%(本則2%)、抵当権設定0.2%(本則0.4%)、地上権・賃借権設定0.5%(本則1%)

〔建物〕所有権保存登記0.2%(本則0.4%)

【不動産取得税】課税標準から1/5控除

要望

上記について特例措置(令和3年4月1日～令和5年3月31日)を創設する。

被災代替家屋に係る税額の特例措置の拡充(固定資産税・都市計画税)及び被災住宅用地等に係る特例措置及び

熊本地震及び平成30年7月豪雨に係る多くの被災者の住宅再建に遅れが見られることから、被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置及び被災代替家屋に係る税額の特例措置を2年間延長する拡充を行う。

施策の背景

【熊本地震(平成28年度発災)】

- ・被災住宅用地等特例・被災代替家屋特例が令和2年度で適用期限
- ・応急仮設住宅供与戸数：615戸(令和2年5月時点)

【出典】R2.7国交省ヒアリング

【平成30年7月豪雨(平成30年度発災)】

- ・被災住宅用地等特例が令和2年度で適用期限
- ・応急仮設住宅供与戸数：2160戸(令和2年4月時点)

【出典】内閣府防災にて毎月調査

公共工事の未了等、様々な原因により、引き続き多くの被災者が令和2年度中に住宅再建を完了できない見込みであり、住宅再建を目指す被災者の負担を軽減する必要



要望の概要

特例措置の内容

- **被災住宅用地等の特例措置**(熊本地震・平成30年7月豪雨ともに令和2年度が適用期限)
住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、当該土地が住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、被災後2年度まで(被災市街地復興推進地域については被災後4年度まで。熊本地震被災地域については平成31年度に当該地域外についても被災後4年度までとする拡充)、引き続き住宅用地の特例を適用【固定資産税】課税標準を1/6(200㎡以下)、1/3(200㎡超)【都市計画税】課税標準を1/3(200㎡以下)、2/3(200㎡超)
- **被災代替家屋の特例措置**(熊本地震は令和2年度が適用期限)
震災等の事由により滅失・損壊した家屋の所有者が被災後4年度までに、当該家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得等した場合における、当該家屋に係る固定資産税及び都市計画税の税額を取得等後4年度分1/2に減額

要望

現行の措置を2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日)延長する拡充を行う。

被災自治体における今後の住宅再建見込み

○熊本地震

令和2年度(1月～3月)	令和3年度	令和4年度以降
131世帯	160世帯	50世帯

【出典】R2.4国交省ヒアリング

○平成30年7月豪雨(※)

令和2年度	令和3年度以降(時期不明を含む)
658件	約800件

【出典】R2.3国土交通省・内閣府調査
※岡山県、広島県、愛媛県において被害状況を考慮して選定した28自治体が対象

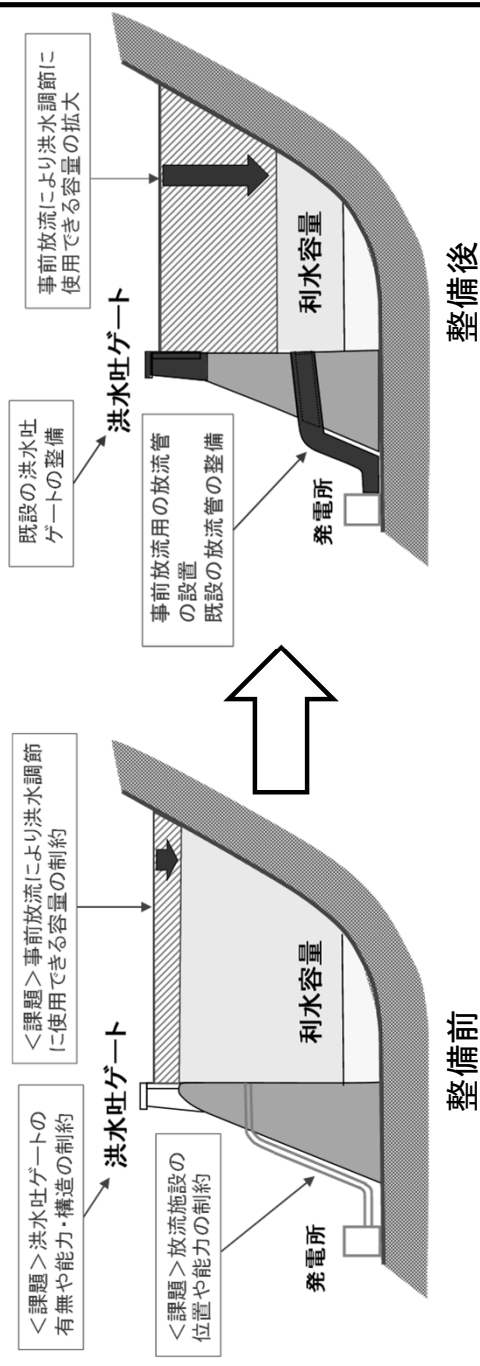
事前放流のために整備される利水ダムの放流施設の創設(固定資産税)

事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、整備された当該放流施設の治水に係る部分を非課税とする特例措置を創設する。これにより、利水ダム管理者が負担する維持管理費を低減させ、利水ダムにおける洪水調節機能強化の促進を図る。

施策の背景

令和元年12月に関係省庁で構成される「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」で策定した基本方針において、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるように必要な措置を講じることとしている。

利水ダムは発電等のために高い貯水位で運用しており、洪水が予測された際に実施する事前放流で使用する放流管は小規模であることから、洪水調節のための十分な空容量が確保できない課題がある。



要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税】洪水が予測された際に事前放流を実施するため、民間事業者等が整備する利水ダムの放流施設(既存の放流施設を改修する場合には、改修された放流施設のうち治水に係る部分)に係る固定資産税を非課税とする。

要望

上記について、恒久的な特例措置を創設する。

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の創設(固定資産税)

気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化に対して、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すため、民間事業者等による雨水貯留浸透施設に係る特例措置を創設する。

施策の背景

- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。
- これに対し、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」を推進するための新たな制度に位置付けられた雨水貯留浸透施設に対して税制による支援を講じることにより当該施設の整備促進を図る。



上部がオープンケース



地下貯留のケース

要望の概要

特例措置の内容

【固定資産税】
流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、新たな制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設については、当該施設に係る固定資産税を非課税とする。

要望

上記について、恒久的な特例措置を創設する。

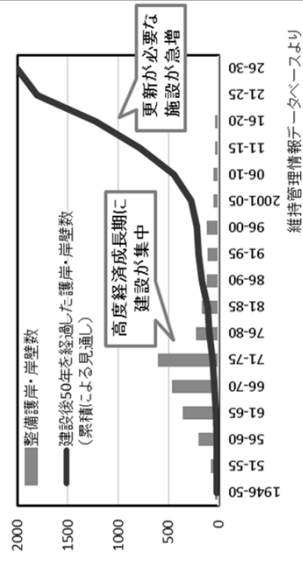
港湾の耐震対策の推進のための特例措置の延長(固定資産税)

民間事業者が所有する護岸等の耐震改修を促進し、大規模地震発生時の航路機能を確保するため、民間事業者が国の無利子貸付制度を活用して耐震改修を行った護岸等に係る固定資産税の特例措置を延長する。

施策の背景

- ・東日本大震災では、鹿島港では航路沿いの民有護岸・岸壁が被災、航路に土砂が流出したことで、約2週間にわたり船舶の交通を阻害。
- ・南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性が懸念され、港湾において、非常災害時に耐震強化岸壁等を活用した海上ルートからの緊急物資輸送やエネルギー物資の供給を確保することが必要であるなか、港湾の護岸等の約4分の1を占める民有施設の耐震性確保が重要な課題。
- ・このため、耐震改修に対する支援として、平成26年の港湾法改正により、国による無利子貸付を可能にし、加えて固定資産税の課税標準の特例措置を講じるとともに、港湾管理者が港湾法第56条の5の報告徴収制度を用いて、耐震性確保に係る点検、診断を踏まえた技術基準の適合性に関する調査を実施。
- ・大規模自然災害に備え、国、港湾管理者等は総力をあげて港湾機能の継続に取り組むなか、民有護岸の耐震改修を事業者に呼びかけ、改修を促していくためには税制による支援は不可欠である。

民有護岸等の老朽化の進展



要望の概要

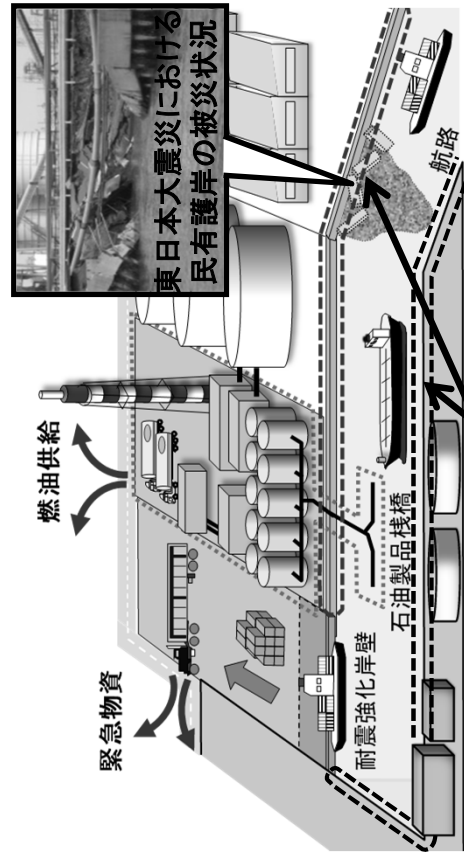
特例措置の内容

【固定資産税】南海トラフ地震防災対策推進地域などにおいて、国の無利子貸付を受けて改良された特別特定技術基準対象施設に対する固定資産税の課税標準を取得後5年間、次の通りとする。

- (イ) 南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良され、その港湾区域が開発保全航路又は緊急確保航路の区域に隣接する港湾に存する施設 1/2
- (ロ) (イ)以外の施設 5/6

要望

現行の措置を3年間(令和3年4月1日～令和6年3月31日)延長する。



航路沿いの民有護岸等の改良を促進し、非常災害時の航路機能を確保

IV. 主要項目以外の項目

1. 国土交通省主管

- 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 1,500 万円の特別控除の延長(所得税・法人税等)
- 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除の特例措置の延長(所得税・法人税等)
- 市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長(法人税)
- 市民緑地認定制度における特例措置の拡充・延長(固定資産税等)
- 津波避難施設に係る特例措置の延長(固定資産税)
- 特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特例措置の廃止
- 防災街区整備事業の施行に伴う新築の防災施設建築物に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- 特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長(印紙税)
- JR 北海道、四国及び貨物支援に係る所要の措置(法人税等)
- 鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- 鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- 都市鉄道利便増進事業に係る特例措置の延長(固定資産税等)
- 都道府県の条例で定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長(自動車税(環境性能割))

2. 他省庁主管等

- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充・延長(所得税、法人税等)
- 技術研究組合の所得計算の特例の延長(法人税)
- 振興山村における工業用機械等の割増償却の延長(所得税・法人税)
- 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却についての所要の措置(所得税・法人税)
- 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置についての所要の措置(所得税・法人税)
- 不動産投資法人における未収賃料の特例(法人税等)
- 特定の事業用資産(被災区域の土地等)の買換え等の場合の譲渡所得に係る特例措置の延長(所得税・法人税)
- 東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の特例措置の延長(登録免許税)
- 復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属施設並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長(所得税・法人税等)
- 省エネ再エネ高度化投資促進税制について所要の見直し(所得税・法人税等)
- 被災代替建物等に係る登録免許税の免税措置及び印紙税の非課税措置の延長(登録免許

税・印紙税)

- 被災代替家屋等に係る不動産取得税の特例措置の延長(不動産取得税)
- 被災代替家屋等に係る固定資産税等の特例措置の延長(固定資産税等)
- 被災住宅用地に係る固定資産税等の特例措置の延長(固定資産税等)
- 中小企業経営強化税制の延長(所得税・法人税等)
- 中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設(所得税、法人税等)
- 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- 船舶産業事業者の事業再編等の競争基盤整備を促進する新たな制度に基づく事業への産業競争力強化法の特例措置の適用(登録免許税)
- 地域における文化観光の推進に資する文化財(古民家等)の取得に係る特例措置の創設(不動産取得税)
- 風評対策に係る特例措置の創設(所得税・法人税等)
- 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例措置の延長(法人税等)
- 生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制(仮称)の創設